

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（個）第４号）

第１ 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和５年５月２６日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定により、実施機関に対し、「私が行った、〇〇警察署に〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日迄の道路許可申請に関して〇〇課とサミット対策課が協議・連絡等を行った一切の文書。（私とのやりとりを含む。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる保有個人情報を作成又は取得していないとして、法第８２条第２項の規定により、自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和５年６月８日付けで審査請求人に通知した。

３ 本件審査請求

審査請求人は、令和５年７月７日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部を開示するとの決定を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次

のとおりである。

〇〇警察署とのやり取りは、複数回電話及び対面で行って居り又複数の課も関与して居り不存在は理由にならない。意図的、組織的な隠蔽工作である。然も〇〇警察署の〇〇は私に對する暴行事件迄起こして告発されて居る。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 「〇〇警察とのやり取りは、複数回電話及び対面で行って居り又複数の課も関与して居り不存在は理由にならない。意図的組織的な隠蔽工作である。」との主張について

本件開示請求については、対象となる行政文書（以下「対象行政文書」という。）を探索した結果、当該対象行政文書の作成又は取得した事実はないことを確認している。

なお、審査請求人との対応事実及び関係所属間における協議事実に係る行政文書との関係について、次のとおり付言する。

(1) 〇〇警察署と審査請求人が、道路使用許可に関して対応した事実と行政文書について

一般論として、例えば、遺失物や道路使用許可など、警察行政に関する県民からの一般的な質疑応答にとどまり、当該対応に関して意思決定を伴うものではない場合や処理に係る事案が軽微なものである場合には、必ずしも行政文書が作成されとは限らない。

よって、行政文書の作成・保有事実が対応事実と一致するとは限らないところ、〇〇警察署と審査請求人との間における道路使用許可に関する対応については一般的な質疑応答にとどまるものであり、当該対応事実に関する行政文書の作成はされなかったものである。

(2) 〇〇警察署〇〇課とサミット対策課が協議、連絡等した事実と行政文書について

前(1)同様に、一般論として、警察部内における所属間での連絡確認等においても意思決定を伴うものではない場合や処理に係る事案が軽微なものである場合には、必ずしも行政文書が作成されとは限らないところ、〇〇警察署〇〇課とサミット対策課におけるやりとりは、単に道路使用許可に関する連絡確認にとどまるものであり、当該事実に関する行政文書の

作成はされなかったものである。

2 「然も〇〇警察署の〇〇は私に對する暴行事件迄起こして告発されて居る。」との主張について

審査請求人の当該主張については、本件処分の経過や内容に全く影響を及ぼすものではなく、失当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

審査請求人は、本件請求において、「私が行った、〇〇警察署に〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日迄の道路許可申請に関して〇〇課とサミット対策課が協議・連絡等を行った一切の文書。(私とのやりとりを含む。)」の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、本件請求の対象となる保有個人情報を作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 道路使用許可申請について

審査請求人は、「私が行った、〇〇警察署に〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日迄の道路許可申請」に関する文書（以下「本件請求情報という。」）の開示を求めている。

実施機関に確認したところ、「道路許可」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の許可であって、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間に、審査請求人が〇〇警察署長に対して行った道路使用許可申請は、〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請〇件であることであった。

(2) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、〇〇警察署とのやり取りは、複数回電話及び対面で行っており、又複数の課も関与しており、不存在は理由にならないと主張している。

実施機関は、対象行政文書を探索した結果、当該対象行政文書の作成又は取得した事実はないことを確認した上で、〇〇警察署と審査請求人との間における道路使用許可に関する対応については、一般的な質疑応答にと

どまるもので、当該対応事実に関する行政文書の作成はされなかったと、また、〇〇警察署〇〇課とサミット対策課におけるやり取りについては、単に道路使用許可に関する連絡確認にとどまるものであり、当該事実に関する行政文書の作成はされなかったと説明する。

当審査会において、道路使用許可に関する関係法令及び実施機関の内規の規定を確認したところ、道路使用許可申請書の受理における確認事項等についての記載はあるが、その具体的な方法についての記載はなかった。

また、本件審査請求に係る道路使用許可申請についての、道路使用許可手続取扱要領（令和３年８月２０日警察本部長通達）による道路使用許可申請取扱処理簿及び実施機関の起案文書を確認したところ、本件請求情報の存在をうかがわせるような特段の記載もなかった。これらのことを踏まえると、本件請求情報となる行政文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 結論

よって、当審査会は、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第６ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年10月18日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 6 月28日 (令和 6 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月27日 (令和 6 年度第 5 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年10月25日 (令和 6 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年11月29日 (令和 6 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授